

失語症者向け意思疎通支援

失語症のある方が、日常生活での外出場面で円滑に意思疎通を図ることができるよう、意思疎通支援者を派遣します。

対象となる方 以下のいずれかに該当される方または団体

- 流山市在住の失語症と診断された方（個人）
※ ご利用に当たっては、事前にコーディネーターとの面談を受けていただく必要があります。
- 失語症のある方が属しており、流山市に活動の拠点を置く団体

対象となる活動

失語症者向け意思疎通支援事業の利用登録を受けた方（又は団体）が行うもので、以下に該当しないもの

- ・ 営利活動 ・ 宗教活動 ・ 政治活動 ・ 長期にわたる活動
- ・ その他派遣が適当でないと認められるもの



例えばこのような場面で利用できます。

通院、買い物、映画鑑賞、習い事 など

派遣時間

対象となる活動であれば、希望される日時に派遣いたします。

ただし、支援者の都合がつかない場合等は派遣ができない場合があります。

利用料

無料

※ ただし、申込者および支援者の必要となる有料施設の入場料や会議等の参加費などは、申込者の負担となります。

申込方法

原則として、派遣を必要とする日の7日前までに所定の書類により申し込み障害者支援課窓口、郵送、ファクスのいずれかの方法でご提出ください。

利用には、事前の登録が必要です 詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先

流山市役所 障害者支援課 電話 04-7150-6081 ファクス 04-7158-2727